

府域における地下水採取量の把握方法について

【現状】

現在、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、府域（概ね平野部）において、地下水を採取するもの（揚水機の吐出口断面積が6cm<sup>2</sup>を超えかつ動力を用いるもの）から、全ての用途について地下水採取量の報告を求めている。

大阪府生活環境の保全等に関する条例

(用語)  
 第六十九条 この節において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が六平方センチメートルを超えるものをいう。  
 (水量測定器の設置等)  
 第七十六条 揚水設備により地下水を採取している者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の採取量を記録し、及びこれを知事に報告しなければならぬ。

【今後の対応（案）】

■ 府域の地下水採取量について、府内市町村、関係機関、関係団体と連携しながら、最大限の把握に努める。

使用用途	工業用 製造業、 電気・ガス・ 熱供給業	上水用 水道事業用	公共用 公園の噴水等	農業用 農業の灌水等 に使用	その他 運輸業、サ一 ビス業、道路 等の建設工事
連携・周知方法	工業用水法 による井戸の 許可時に地下 水採取量報告 を周知。	府内市町村 の水道担当部 局に地下水採 取量報告を要 請。	府及び府内 市町村の公園 担当部局に地 下水採取量報 告を要請。	府内市町村 を通じて、地 下水を農業用 に使用してい る井戸の所有 者に対して、 地下水採取量 報告を周知。	経済団体、道 建設団体、道 路・鉄道関係 建設業界等に 地下水採取量 報告を周知。
<input type="checkbox"/> 専用水道及び温泉法に基づく地下水採取については、許可権限等を有する所管部局と連携。					

《参考》灌漑面積からの地下水採取量の推定

□ 「近畿地方における農業用地下水の利用実態」（農林水産省近畿農政局農村計画部資源課 平成14年3月）報告書を見ると、灌漑面積からの地下水採取量の推定がなされている。

推定方法：

- ・ 農業関係者に対し、農業用地下水の利用状況についてアンケート調査（平成8年度に実施）。
- ・ 農地形態を水田、畑等に分類し、地下水採取量を推定。推定方法は例えば水田灌漑では次のとおり。  
 地下水採取量＝灌漑面積×単位面積用水量<sup>\*1</sup>×依存度<sup>\*2</sup>

※1：地域毎に定めた減水深（水田の蒸発量と葉面からの蒸散量及び下方等へ浸透し失われる水量の和で1日当たりの降水量で示される）を用いた消費水量から灌漑期間における有効雨量による水量を差し引いた単位面積当たりの必要用水量。

※2：井戸の利用状況により、「井戸のみ利用」を100%、「他と併用」を50%、「非常用」を10%としている。

推定結果：府域の農業用井戸の地下水採取量

用水量 (千m <sup>3</sup> /日)	井戸本数 (本)	灌漑面積 (ha)
28.1	431	1,352

※ 府域の農地面積：14,600 ha